出産育児一時金支給申請書の記入例

当する番号をOで囲んでください。	全国土木建築国民健康保険組合 出産育児一時金支給申請書 提出 ① 申請者から直接 区分 2 事業所を経由				
	〇 組合員(申請者	新)に関する項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上方 上 于未济已唯田	╣,	
◎組合員が申請される場と	被保険者証 記号・番号	71-1505 24	氏名 後藤 行雄		
合は「1」を、組合員が		〒 140 − 9000°			
死亡された場合であっ	↑ 			る申請者)にご記入いた	
て遺族の方が申請され	電話番号	(03) 4321 - 4321	1) 自宅 ・ 2 携帯 ・ 3 その他 ()) だく項目です。被保険	
る場合は「2」を○で囲				者証等をご確認のうえ	
んでください。	申請年月日	令和 △△ 年 △△ 月 △△ 日 事業所	所名 八重洲建設株式会社	記入してください。	
		1 組合員 次の「申請者」欄は記入不要です。			
	申請者区分	2 組合員の遺族の方(組合員が死亡された場 次の「申請者」欄を記入のうえ、遺族である	場合であって、組合員の遺族の方が申請される場合) 5旨の証明(戸籍謄本の写等)を添付してください。ただし、申請される いて、その世帯に属する被保険者であった場合は添付不要です。		
◎上の「申請者区分」で、		遺族の方が、組合員が死亡された当時におい	て、その世帯に属する被保険者であった場合は添付不要です。	<u>u</u>	
「2」を選択された場合	由主本	氏名	組合員との続柄		
(組合員の遺族の方が	申請者 組合員が申請者	д т −			
申請される場合)のみ記入してください。	和古貝が中間有 の場合は、記入 不要です。	住所			
		電話	1 自宅 ・ 2 携帯 ・ 3 その他 ()		
	〇 申請内容に関す		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			出産者の 5 昭 ヘヘケーヘヘ 日 ヘヘロ	ヿ 】 ◎出産した被保険者氏	
	出産者氏名	後藤 保子	生年月日 7 平 △△ 年 △△ 月 △△ 日	名、その他申請内容を	
	目幼妇私左口口	令和 年 月 日		ご記入いただく項目で	
◎受領方法について、組	最終稼動年月日	第二種組合員の資格喪失後に出産した場合	出産年月日 令和△△ 年 △△ 月 △△ 日	す。	
合員ご本人の口座へ振	出生児の数	単胎・多胎(児)	生産又は生産・死産(妊娠が月)		
込送金を希望される場	出土元の数	平加 · 多加 (元)	死産の別 週 /		
合は「1」を、事業主等	直接支払制度	1) 出産育児一時金の医療機関への直接支持		↓ ↓ ◎ 「1」をOで囲んでくだ	
の代理人への受領委任	の利用の有無	2 医療機関への直接支払制度を利用してい 直接支払制度を利用しない旨合意した文書		さい。	
(代理人を通じての受	111 757 788 685 7 1			-	
領)を希望される場合	出産費貸付 の有無	有(円)・無	出産した 分娩機関名称 早生中央病院		
は「2」をOで囲んでく	〇 受領方法、振込			J *	
ださい。 ◎上の「受領方法」で」		この申請書に基づく保険給付金に関する受領方法について (体次のとおりとします。			
	受領方法 該当する番号を〇 1 私の下記口座に振込み願います。(直接組合から受領します。)				
「2」を選択された場合	で囲んでください。 なお、「2」の場合は	2 次の代理人に受領を委任します。 次な	の「代理人」欄に代理人氏名、住所等を記入してください。 お、事業主に受領委任される場合、「振込先」欄は記入不要です。		
(代理人への受領委任を	記入年月日、住所、 氏名を記入してくだ	令和 年 月 日 組合員	•	請者)が記入年月日、	
希望される場合) のみ 記入してください。	さい 。	(申請者	·) 住所	住所、氏名を記入して	
	氏名 事業主に受領委任	委任	住所 一	ください。	
	事業主に受領者 される場合、事 所名称、事業 名のみ記入し	事業 (主氏)		_	
	性 名のみ記入して 大 ださい。	<u> </u>	電話 () -	, ⊚振込先を記入してくだ	
	申請者との関	関係	番号 1 自宅・2 携帯・3 その他 ()	▋ 【 さい。(事業主への受領	
	振込先	金融機関名称	支店名称 コード	委任を希望される場合	
	事業主に受領委任 される場合又は通	D K H 銀行	青山支店 100	は記入不安です。)	
	帳の写(口座番号 等の記載面)を添	預金種目	ロ座番号 ロ座名義(フリガナ) (ゴトウ ユキオ)	記入誤りがあった場合	
	付される場合は記 入不要です。	① 普通 (総合を含む。) ・ 2 当座 0 0	0 1 2 3 4 後藤 行雄	」」 は振込送金ができませ	
				んので、できる限り通	
	◎事業主への受領委任を希望される場合、			帳の写しを添付してく	
	①「受領方法」欄の「2」を〇で囲み、住所、氏名等を記入してください。			ださい。(その場合、この想は記る不再です。)	
	② 代理人の「氏名」欄に事業所名称と、事業主氏名を記入してください。 この場合、「申請者との関係」以下の項目と「振込先」欄の各項目は記入不要です。			の欄は記入不要です。)	
	この場合、	「中iff自 <u)関係」以下u)項日と「i </u)関係」以下u)項日と「i 	灰心兀」懶り合項日は記入个安じり。		
◎ 添付書類について					
1 出産育児一時金の医	医療機関への直	〖接支払制度を利用し、差額を請	求する場合(直接支払制度については、別紙	の表をご覧ください。)	

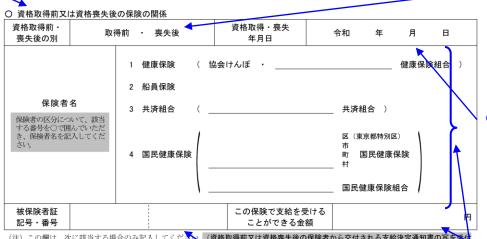
・領収・明細書(医療機関等から交付される出産費用の内訳が記載されたもの。)の写しを添付して提出してください。 (出生の事実を証する証明又は書類の添付は必要ありません。)

組合から、直接支払制度の利用に係る「保険給付決定支払通知書」を受けて請求される場合、領収・明細書の写しは不要です。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、別紙「資格取得前又は資格喪失後の保険の関係」を記入してください。
 - ア 組合員又は組合員の世帯に属する被保険者が被保険者資格取得後6か月以内に出産された場合
 - イ 組合員であった者が被保険者資格喪失後6か月以内に出産された場合
 - ウ 組合員の世帯に属する被保険者であった者が当該組合員の組合員資格喪失後1か月以内に出産された場合

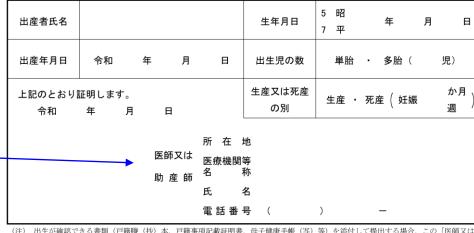
出産育児一時金支給申請書の記入例(別紙)

- ◎この欄は、次のいずれ かに該当する場合のみ 記入してください。
 - 組合員又は組合員 の世帯に属する被保 険者が被保険者資格 取得後6か月以内に 出産された場合
 - 組合員であった者 が被保険者資格喪失 後6か月以内に出産 された場合
 - ウ組合員の世帯に属 する被保険者であっ た者が当該組合員の 組合員資格喪失後 1 か月以内に出産さ れた場合



- (資格取得前又は資格喪失後の保険者から交付される支給決定通知書の写を添く (注) この欄は、次に該当する場合のみ記入してください)この欄は、次に該当する場合のみ記入してくだ。 これる場合、「保険者名」、「被保険者証記号・番号」及び、「この保険で支給を受けることができる金額」の各欄は記入不要です。 ・組合員又は組合員の世帯に属する被保険者が被保険者資格取得後6か月以内に出産された場合 ・組合員であった者が被保険者資格喪失後6か月以内に出産された場合 ・組合員の世帯に属する被保険者であった者が当該組合員の組合員資格喪失後1か月以内に出産された場合

 - - 医師又は助産師の証明書



◎差額請求を行う場合、 この「医師又は助産師 の証明書」欄への記入 は不要です。

出生が確認できる書類(戸籍謄(抄)本、戸籍事項記載証明書、母子健康手帳(写)等)を添付して提出する場合、この「医師又は 助産師の証明書」欄は記入不要です。

※ 出産育児一時金の直接支払制度の利用方法について

医療機関等が組合員に代わり組合へ請求し、組合から医療機関等に直接支払う制度です。 組合員と医療機関等との間で、出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を取り交わす必要があります。

- ① 入院時に被保険者証を医療機関等に提出し、出産育児一時金の直接支払制度を希望する旨医療機関等に申し出てください。
- 医療機関等から直接支払制度の説明を受けて出産育児一時金の受取代理契約を取り交わします。ただし、転院により受取代理契約を取り 交わした医療機関等で出産しなかった場合、その契約は無効となりますので、転院先の医療機関等において新たに受取代理契約を取り交わし てください。
- 組合からの支給方法、医療機関等への出産費用の支払方法については、当該医療機関等の出産費用によって次のとおり異なります。
 - 出産費用が直接支払制度の請求限度額である*500,000 円未満の場合、組合の出産育児一時金の支給額と当該出産費用との差額を、組合 員からの請求を受けて支給することとなります。
 - 出産費用が直接支払制度の請求限度額である*500,000 円を超える場合、別途医療機関等の窓口において、その超えた額を支払う必要が あります。
- 直接支払制度の利用後の(本組合からの)ご案内 直接支払制度を利用後(本組合へ医療機関等から請求を受けた後、)「保険給付決定支払通知書」を組合員あて送付します。(差額請求をさ れていない組合員には、「出産育児一時金支給申請書」を同送します。)
- ※ 直接支払制度の請求限度額(※500,000円)は、産科医療補償制度未加入の医療機関等にあっては488,000円となります。
 - 小規模医療機関等で出産を予定されている場合であって、受取代理制度を利用して出産育児一時金を請求される場合は、当該医療 機関等の窓口又は組合にお問い合わせください。

- ◎「ア」に該当する場合は 「取得前」を、「イ」又は 「ウ」の場合は「喪失 後」を〇で囲んでくだ さい。
- ◎「ア」に該当する場合は 資格取得年月日を、 「イ」又は「ウ」の場合 は資格喪失年月日を記 入してください。
- ◎「ア」に該当する場合は 資格取得前に加入され ていた「保険者名」、「被 保険者証記号番号」、 「その保険で支給を受け ることができる (出産育 児一時金の)金額」を、 「イ」に該当する場合は 資格喪失後に加入され た「保険者名」等を記 入してください。

資格取得前又は資格喪 失後の保険者から交付 される支給決定通知書 の写しを添付される場 合、これらの欄は記入 不要です。